

令和6(2024)年度 ユニットセンターの評価視点について

令和6(2024)年度年次評価(案)			(参考)第四次中間評価(2023年度実施)	
総合評価指標	評価	備考		
フォロアップ状況	現参加率	各ユニットセンターの規模を把握するための参考資料としてのみ活用する(評価は行わない)。	第四次中間評価に同じ。	各ユニットセンターの規模を把握するための参考資料としてのみ活用する(評価は行わない)。
	質問票回収状況	年齢別質問票・学年別質問票の回収率が■%(UC平均)以上を◎とする。	6ヶ月~12歳、小1~小6までの合計の質問票回収率の平均を計算して指標を設定する。	質問票の回収率(6ヶ月~11歳、小1~小5)が81.3%(UC平均)以上を◎とする。
		また、令和5年度及び令和6年度に継続して回収率が全ユニットセンターの平均プラス0.5SD以上の場合は◎とする。	第四次中間評価に同じ。 ※継続して回収率を維持しているUCへの加点要素。	また、令和4年度及び令和5年度に継続して回収率が全ユニットセンターの平均プラス0.5SD以上の場合は◎とする。
	質問票回収率の維持状況	差異が■ポイント(UC平均)未滿を◎とする。	6ヶ月回収率と小6回収率の差より指標を設定する。	6ヶ月回収率と小5回収率の差異が20.0ポイント(UC平均)未滿を◎とする。
	質問票回収率の直近の改善状況	傾きの差異がプラス(前年度より改善)の場合を◎とする。	令和6年度の質問票回収率(6ヶ月~小6)の一次直線の傾きを、令和5年度の質問票回収率(6ヶ月~小5)と比較。	令和5年度の質問票回収率(6ヶ月~小5)の一次直線の傾きを、令和4年度の質問票回収率(6ヶ月~小4)と比較。傾きの差異がプラス(前年度より改善)の場合を◎とする。
業工務コ全チ般ルの調査取組に状況に係る	参加者の調査参加へのモチベーション維持や質問票回収率の維持・向上の取組	PDCAの観点を踏まえ、特に優れた「参加者の調査参加へのモチベーション維持」や「質問票回収率の維持・向上」の取組を行っている場合を◎とする。 ※●以上のUCから互選があったUCに評価点を加点する(評価WGで検討)。	第四次中間評価に同じ。	<ul style="list-style-type: none"> ・「参加者(子どもを含む)の調査参加へのモチベーション維持」や「質問票回収率の維持・向上」 ・成果の社会還元 の2つの観点から評価し、それぞれ加点要素とする。
	成果の社会還元の取組	PDCAの観点を踏まえ、特に優れた成果の社会還元の取組(*)を行っている場合を◎とする。 *成果の社会還元の取組 1) コミュニケーション活動(単純な広報活動とは別に、イベントへの参加人数、イベント参加者へのアンケート・ヒアリング結果やその対応状況等を総合的に評価) 2) アウトリーチ活動、その他 ※●以上のUCから互選があったUCに評価点を加点する(評価WGで検討)。		①ユニットセンター同士で、お互いのPDCAの取組を読みその中から「良い取組」と思われる取組を5つあげる。 ②①の集計結果を踏まえ、評価WGにて評価WG委員が「特に優れた取組」として◎をつけるユニットセンターを選定する。

令和6（2024）年度年次評価（案）			（参考）第四次中間評価（2023年度実施）	
総合評価指標	評価	備考		
エコチル調査の成果	エコチル調査の研究成果や活動に対する学会等からの表彰・褒章	エコチル調査の研究成果や活動に対し学会等から表彰・褒章があった場合を◎とする。	第四次中間評価に同じ。	年次評価においてユニットセンターが提出する自己点検シートから把握。 ※教職員や学生を対象として大学が行う学内表彰は除く。
	学術論文等の発表	特に優れた学術論文や成果発表があった場合を◎とする。 ※●以上のUCから互選があったUCに評価点を加点する（評価WGで検討）。	第四次中間評価に同じ。	①ユニットセンター同士で、前年度の年次評価以降に発表された論文について、論文数や論文の質 [*] 等を総合的に評価し、「論文発表について優れたユニットセンター」を3つあげる。 ※インパクトファクターなどを参考にする ②①の集計結果を踏まえ、評価WG委員が「論文発表について特に優れたユニットセンター」として◎をつけるユニットセンターを選定する。
エコチル調査ルールの遵守及び管理状況	個人情報の管理状況	ルール違反等が確認された場合は、フォローアップ状況が良好であったとしても、総合評価においてS・A評価の対象としない。また、2回以上（年度をまたぐ場合を含む）同じ内容でルール違反を発生させた場合は総合評価をCとする。	第四次中間評価に同じ。	ルール違反等が確認された場合は、フォローアップ状況が良好であったとしても、総合評価においてS・A評価の対象としない。また、2回以上（年度をまたぐ場合を含む）同じ内容でルール違反を発生させた場合は総合評価をCとする。
	成果発表ルールの遵守状況	上記に準ずる。 ただし、総合評価における減点の対象は、論文成果の事前審査や届出など、環境省やコアセンターへの手続きを一度も行わずに成果発表を行った場合など、エコチル調査の成果を発表する上で重大な問題となることが想定される場合を対象とする。	第四次中間評価に同じ。	左記のような事前審査や届出を一度も行わない場合ではなく、届出・報告の遅延があったりした場合は、軽微な違反と見なし、注意喚起を実施することとし、総合評価における減点の対象とはしない。なお、注意喚起への対応が不十分である場合などはこの限りではない。
総合評価の考え方		S：◎が5個以上あり、 且つ、フォローアップ状況の◎が4個 A：◎が3個以上ある（学術論文発表等を除く） B：◎が1個又は2個ある（学術論文発表等を除く） C：◎がない又は2回以上（年度をまたぐ場合も含む）同じルール違反がある ※ 但し、ルール違反等があった場合は◎が3個以上の場合でもB以下となる	第四次中間評価に同じ。	S：◎が5個以上あり、 且つ、フォローアップ状況の◎が4個 A：◎が3個以上ある（学術論文発表等を除く） B：◎が1個又は2個ある（学術論文発表等を除く） C：◎がない又は2回以上（年度をまたぐ場合も含む）同じルール違反がある ※ 但し、ルール違反等があった場合は◎が3個以上の場合でもB以下となる